第2回日中韓農業大臣会合共同声明 (仮訳)

2015年9月13日、第2回日中韓農業大臣会合(TAMM)が、日本国東京で開催された。日本国の林芳正農林水産大臣が議長を務め、中華人民共和国の陳暁華農業部副部長、大韓民国のイ・ドンピル農林畜産食品部長官が出席した。

我々、中国、日本及び韓国の三大臣は、農業が食料供給源のみならず、国土 保全、自然環境の保全を含む多面的機能を有する主要な産業であるとの認識を 共有した。同時に、我々は、三国間協力を強化させることにより、この地域に おける持続的な農業の成長及び食料の安定供給に貢献していくことを確約した。

我々は、三か国が小規模な家族農業経営、農業従事者数の減少や高齢化等の問題を抱えていることを認識した。しかし、2014年現在、三か国は世界の総GDPの21%、総貿易額の18%を占めており、これは、農業・食品産業分野において様々なビジネスチャンスを我々にもたらす。我々は、フード・バリューチェーンの構築・向上が、農業所得を増加させ、高品質の農産品を生産することにより、これらの問題解決に資すると確信している。

我々は、現在抱えている問題の解決策を協調して探るため、食料安全保障、動植物の疾病、自然災害と気候変動、バイオマスエネルギーの開発、農業の科学技術協力、農業の6次産業化、日中韓FTA農業交渉、国際的・地域的な多国間の枠組みでの農業協力、そして高級事務レベル会合のメカニズムについて、突っ込んだ議論を行い、次のとおり決定した。

1. 食料安全保障

食料安全保障は、国内生産の増加、適切な輸入及び備蓄の三つの柱により確保される。

ともに食料純輸入国であることに鑑み、我々は、国内生産力の着実な増大が 食料安全保障を確保する上で非常に重要との認識で一致した。

我々は、農業・貿易政策に関する情報交換の強化、農業技術の共有の向上、 農業投資に関する協力の推進及び農業貿易を促進することを決定した。

2. 動植物の疾病

動植物の疾病の発生は、中国、日本及び韓国を含むアジア諸国に深刻な損害を与える。我々は、中国、日本及び韓国が交互に東アジアにおける口蹄疫防疫に関するシンポジウムを開催してきたことに言及しつつ、越境性の動植物の疾

病に対処していくため、協力していくことが不可欠との認識で一致した。

動物の疾病について、我々は、さらなる協力と関係強化のために、越境性動物疾病への対応に関する協力覚書に署名する。加えて、我々は、新たな動物感染症及び動物由来感染症の発生及び抑制方法についても、情報交換に関する協力の強化を促す。

我々は、各国の植物病害の状況について情報交換を行い、植物病害の抑制・ 予防のための枠組みづくりの可能性を探求する。

3. 自然災害と気候変動

我々は、自然災害の発生が我々の農業や経済に深刻な損害を与えるとの認識 を共有した。このため、我々は、自然災害の発生時に、三か国間の相互協力の 可能性を議論した。

さらに、進行している気候変動に対応するため、持続可能な農業生産力の確保に関する方策について検討することを決定し、その行動の一環として、影響分析、緩和及び適応の分野における体系的な共同研究を行うことを決定した。

4. バイオマスエネルギーの開発

我々は、バイオマスエネルギーが排出削減、大気汚染防止、気候変動への取 組み及び循環型農業の前進に重要な役割を果たしていることを認識した。

我々は、稲わらや人間及び動物由来の廃棄物及び製材残渣等の農林業廃棄物から主に生産されるバイオマスエネルギーの開発及び利用の取組みを奨励・支援する。一方、耕地は基本的に人間が消費する食料の生産のために使用し、生態系や環境を犠牲にすべきではないとの原則を固守する。

5. 農業の科学技術協力

我々は、小規模な家族農業経営、農業従事者数の減少や高齢化等、農業をとりまく諸条件が類似している。

我々は、各国が実施している様々な農業研究事例と農業研究の知見を結集し、 持続可能な東アジア型農業の発展を支援していく重要性を認識した。

この目的のため、我々は、研究者の交流と共同研究を推進する。

6. 農業の6次産業化

我々は、農業を加工や実務経験と結びつけた農業の6次産業化が、農業や農村の活性化に不可欠であるとの認識を共有した。このため、我々は、研修などの6次産業化の交流促進のための協力と環境整備のための協力を奨励する。

7. 日中韓FTA農業交渉

我々は、日中韓FTAにより、今後三か国間の農産品・食品の貿易が促進されることが期待されることを認識した。

これに関して、我々は、各国の様々な懸念や関心を考慮しつつ、三か国がウィン・ウィン・ウィンの状況になるように、日中韓FTA交渉を加速化させていくことが、三か国の農業発展にとって不可欠との認識を共有した。

8. 国際的・地域的な多国間の枠組みでの農業協力

我々は、食料純輸入国、小規模な家族農業経営等の共通した条件を有している。我々は、G20、FAO、OIE、IPPC、APEC及びASEAN+3等の国際的・地域的な多国間の枠組みにおいて、政策や立場に関する意見交換や調整活動を更に強化する必要があることを認識した。

9. 高級事務レベル会合のメカニズム

我々は、日中韓農業大臣会合が農業分野の協力とともに、三か国の友好関係の促進に非常に貢献することについて言及した。このため、我々は、日中韓農業大臣会合での合意事項の進捗状況及び日中韓農業大臣会合に関連するその他事項を議論・確認するため、高級事務レベル会合のメカニズムの創設を決定した。

我々は、第2回日中韓農業大臣会合への日中韓三国協力事務局(TCS)の参加を歓迎するとともに、日中韓農林水産大臣会合の枠組みの下で、三か国協力を促進する同事務局の努力を認識した。我々は、TCSが農業分野における三か国協力のハブとしての役割を引き続き果たすことを支持する。

我々は、次回第3回日中韓農業大臣会合を中国が主催することを決定した。

中華人民共和国農業部 日本国農林水産省 大韓民国農林畜産食品部